

令和六年第二回藤崎町議会臨時会会議録

一、開会日時 令和六年七月九日 午前十時二十四分

一、開会場所 藤崎町議会議場

一、閉会日時 令和六年七月九日 午前十一時八分

一、出席及び欠席議員の氏名

別紙のとおり

一、職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 木村 宣文 係 長 大崎 光喜

一、地方自治法第二百一十一条第一項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 田 博 幸	副 町 長	三 上 孝 之
総務課長選管事務局長併任	葛 西 昭 仁	財 政 課 長	三 浦 良 彦
税 務 課 長	佐々木 克 尚	建 設 課 長	鳴 海 浩 司
上 下 水 道 課 長	佐 藤 康 文	教 育 長	羽 賀 義 易
学 務 課 長	木 村 文 徳	生 涯 学 習 課 長	石 井 孝

一、議事日程

別紙のとおり

一、会議に付した事件

一、会議録署名者指名

一、会期の決定

一、諸般の報告

一、町長提案理由説明

一、議案第五十四号 工事の請負契約の件

一、議案第五十五号 工事の請負契約の件

一、議案第五十六号 工事の請負契約の件

一、議案第五十七号 財産の取得の件

一、議案第五十八号 令和六年度藤崎町一般会計補正予算(第二回)案

一、議案第五十九号 令和六年度藤崎町水道事業会計補正予算(第二回)案

一、議事の経過

別紙のとおり

第一日 令和六年七月九日

開 議 午前十時二十四分

○議長（奈良完治君）

おはようございます。

会議に入る前に、議場内の皆様でスマートフォンや携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくようご協力をお願いします。

ただいまの出席議員数は十二名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和六年第二回藤崎町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第二百二十二条の規定により、会議録署名者は、一番相坂清志議員、二番棚内伸治議員、三番千葉孝蔵議員を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長五十嵐 忍議員。

〔議会運営委員長 五十嵐 忍君 登壇〕

○議会運営委員長（五十嵐 忍君）

おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告申し上げます。

去る七月五日午前九時三十分から小会議室において、地方自治法第百九条第三項第一号の所管事務調査のため議会運営委員会を開催し、令和六年第二回藤崎町議会臨時会の会期及び会期日程について、各委員の意見を十分尊重の上、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日一日とし、会期日程についてはお手元に配付しておりますとおり、開会、会議録署名者指名、会期の決定、諸般の報告、町長提案理由説明、議案審議、採決、閉会、以上のように議会運営委員会で決定いたしましたことをご報告申し上げます。

○議長（奈良完治君）

お諮りいたします。ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本臨時会の会期は本日一日とし、お手元に配付してあります日程表のとおりにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日一日とし、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。

議案などの受理事項については、朗読を省略し、お手元に配付してあります印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第四、議案第五十四号から議案第五十九号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さんおはようございます。

さきの六月三十日、第十一回目の「ふじワングランプリ」、町内外から多くの方にご来場いただき、そして町のグルメイベントである「ふじワングランプリ」、藤崎町を堪能していただいたと、そう思っております。出店なされた十一店舗の皆様はじめ関係各位の皆様に心から感謝を申し上げる次第であります。

それでは、本日ここに令和六年第二回藤崎町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本臨時会の開会に当たり上程されました議案六件の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

議案第五十四号工事の請負契約の件。本件は、明德中学校校舎予防改修工事（二期）を行うための請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。また、契約業者につきましては、五者による指名競争入札の結果、株式会社タナックス弘前支店に決定したものであります。なお、工期は令和七年三月二十四日までとなっております。

議案第五十五号工事の請負契約の件。本件は、明德中学校屋内運動場予防改修工事（二期）を行うための請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。また、契約業者につきましては、五者による指名競争入札の結果、株式会社三浦組に決定したものであります。なお、工期は令和七年三月二十四日までとなっております。

議案第五十六号工事の請負契約の件。本件は、スポーツプラザ藤崎改修工事を行うための請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。また、契約業者につきましては、五者による指名競争入札の結果、株式会社マルノ建築設計に決定したものであります。なお、工期は令和七年三月二十八日までとなっております。

議案第五十七号財産の取得の件。本件は、除雪ドーザの購入について、議会の議決を求めるものであります。また、契約業者につきましては、三者による指名競争入札の結果、コマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニー弘前支

店に決定したものであります。なお、納入期限につきましては令和七年十一月二十八日までとなっております。

議案第五十八号令和六年藤崎町一般会計補正予算（第二回）案。今回の補正は、定額減税補足給付金支給事業の給付スケジュールの前倒しに伴う事業費及びスポーツプラザ藤崎改修工事監理業務委託料を追加するもので、歳入歳出とも一億一千六十七万五千円を追加し、予算規模は八十四億二千六百二十四万五千円となるものであります。

議案第五十九号令和六年度藤崎町水道事業会計補正予算（第二回）案。今回の補正は、資本的収入及び支出において、建設資材及び人件費の高騰に伴う工事請負費の追加を過年度分損益勘定留保資金等で対応するもので、支出予定額を二百一万三千円を追加し、予算規模は、収入が従前の四百四十万円と変わらず、支出が九千四百八十六万五千円となるものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。何とぞご慎重ご審議の上、原案のとおりご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奈良完治君）

日程第五、議案第五十四号工事請負契約の件を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

工事請負契約の議案の五十四号、明德中学校校舎予防改修工事（二期）分とあるんですけども、そもそもこの入札の五者になっておるわけなんですけれども、この建設業者、この工事に建設業者を選定規定の中で、当該工事に対する地理的条件を考慮するんだということで、黒石、弘前の業者さんも入っているんですけども、そういう地理的な選定というのをかけたのですか。

○議長（奈良完治君）

財政課長。

○財政課長（三浦良彦君）

お答えします。

今回の入札の五者の指名につきましては、過去に学校建設または体育館施設など、その種類や規模とほぼ同じくする工事实績を勘案して、町内の業者、そして先ほど言った実績を勘案して町外から三者選定したものでございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

いわゆるスポプラまで含めて工事請負契約が三件提案されているんですけれども、ほとんど同じ業者が指名になっているという状態であります。その中で、今工事实績などについて考慮したという説明があったんですけれども、そうしますと、指名選定委員会といいますか、そこでは工事实績などを考慮したということに理解してよろしいんですか。もうちょっと端的に聞けば、隣青森市なんですけれども、青森市の業者が入らないのはどういう理由からなんですか。その辺、選定理由を説明してください。

○議長（奈良完治君）

財政課長。

○財政課長（三浦良彦君）

先ほど触れましたけれども、町内の学校または体育館、またはそれに類似した工事の実績を勘案した結果、選定委員

会において決めたということになります。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

工事の説明の中で、実績を尊重して指名をするんだということのようなんですけれども、この県の評価でいけばAランクの指名願といたしますか、そういうのを出している業者さんはもっと十ぐらいはあるんじゃないのかなと思うんですけれども、それじゃあ実績を尊重して選定したんだという根拠は、この選定要項からいけば（二）の工事实績を評価したということなんですか。その辺はどういうお考えなんでしょう。

○議長（奈良完治君）

財政課長。

○財政課長（三浦良彦君）

まず、先ほど浅利議員が言われた地域選定なんですけど、こちらは主に中弘南黒のほうに本社がある事業者の中から、先ほど言った工事实績、あと経営審査の評価点、こういったものを考慮しております。中弘南黒で藤崎町の指名業者に登録されているのが三十四者あります。そのうち町内の、今回は三浦組、タナックス、それと同等規模の評価点千点程度のところは六者ということで、さらにこの中から町内の工事实績を勘案して町外の三社を選定したということになります。

以上です。

○議長（奈良完治君）

四回目になるんですけれども、分かりました。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

その中で、工事が実質的に二割から二割五分以上も資材費、労務費の値上がりしているわけなんですけれども、その中で天井の張り替え、工事の内容というのが二ページのところに記載されているんですけれども、雨漏り部分の天井張り替えなのか、この雨漏り部分というのはどういうところに発生していたんですか。工事の具体的な内容にも関わることなんですけれども。

○議長（奈良完治君）

学務課長。

○学務課長（木村文徳君）

校舎部分の工事についてのお尋ねだと思います。雨漏れ部分については、廊下、それから教室の天井に染みができている部分がございます。そちらの部分の工事という具合になっております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑は。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

廊下や教室の染みができている部分というか、家庭でも普通の建築物でも雨漏りが想定されるんですけれども、廊下や教室って何か所ぐらいあったんですか。その辺はどういう、およそ何か所ぐらいあったものなんですか。

○議長（奈良完治君）

よろしいですか。休憩いたします。

休 憩 午前十時四十一分

再 開 午前十時四十二分

○議長（奈良完治君）

休憩を解いて会議を再開します。

学務課長。

○学務課長（木村文徳君）

お答えいたします。

天井は全て塗ることはしております。ただ、一階とかでも、前にあったんですけれども、一階と二階、二階と三階の間の排水管からの漏水等がありまして、その染みとかもあったりするので、全ての階で天井は塗ることにしております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十四号を採決いたします。議案第五十四号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十四号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第五十五号工事請負契約の件を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

これも工事費が、資材費の高騰や労務費の高騰によって引き上げられたという事例にもなるんだと思いますけれども、民教の常任委員会に提出された資料によりますと、屋体について屋根改修工事が当初が二千四百万ほど見込んでいたけれども、五百八十三万円ほど修繕材料が単価の増加によるものなんだと。修繕材料の単価が上がっているのは業界としては当然というか、そういう状況だろうと思うんですけれども、屋根の改修というのは、ちょっと私も明德中学校の出身で屋根を見たりするんだけれども、そもそも修繕の屋根改修工事の対象というのは屋根全体なのか、その辺の工事契約の屋根の補修部分というのは全体から見たらどれぐらいなのか、全部なのか。その辺どういうふうになっていらっしゃるんですか。

○議長（奈良完治君）

学務課長。

○学務課長（木村文徳君）

屋内運動場の屋根の改修ですが、屋根全てが対象となっております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

これも常任委員会に提出された資料によりますと、映像音響設備工事二百八十五万から五百七十八万で二百九十三万

ほど増えましたと。これ現場精査による増という説明書きがあったんですけれども、これはどなたが現場確認をして、
どういう内容が音響設備の増工につながったんですか。内容の説明してください。

○議長（奈良完治君）

学務課長。

○学務課長（木村文徳君）

これについては、学校要望ということにはなりません。設備としましては、体育館のステージにプロジェクター画像を映し出すスクリーンを増設するためのものと。学校からいろいろ、全校集会とかで資料を提示するためにどうしても欲しいという要望がございまして、今回改めて追加させていただいたという形になってございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

そうしますと、プロジェクターとスクリーンというか、そういうものをセットで新たにつくるということで、現場を設計業者さんが見てやったとかそういうことではなくて、現場の要望に応えたものがそういうふうに、早い話が二百八十五万のところ五百七十八万になったという受け止め方をすればよろしいわけですね。現場で確認したからということじゃなくて、要望に応えたということじゃないんですか。

○議長（奈良完治君）

学務課長。

○学務課長（木村文徳君）

議員おっしゃるとおり、要望が新たに上がってきた、それを精査した結果という形で考えてございました。
以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十五号を採決いたします。議案第五十五号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十五号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第五十六号工事請負契約の件を議題とします。

これから質疑を行います。五十嵐議員。

○七番（五十嵐 忍君）

議案第五十六号工事請負契約、スポーツプラザ藤崎の改修工事はマルノ建築設計が落札したということですが、その前の議案第五十四号では明德中学校の校舎予防改修が一期工事と同じタナックスが落札、それから、議案第五十五号では明德中学校の屋内運動場予防改修工事も一期工事と同じ三浦組が受注しているわけですが、この五十四号から五十六号までの工事請負契約は全て五者による指名競争入札で、この三者のほかに南建設と高樋建設も入っているわけですが、近年、南建設や高樋建設が藤崎町のこういう公共事業を落札した、受注した実績はございますか。

○議長（奈良完治君）

財政課長。

○財政課長（三浦良彦君）

お答えします。

南建設につきまして、少し前ですが平成二十六年に老人福祉センターの改修工事、およそ一億七千万で請負工事のほうを契約してございます。それから高樋建設株式会社ですが、こちらも二十六年にふるさと資料館あすかの改修工事、こちらは三千万の請負工事を契約してございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

早い話が、工事単価が、普通の人でも説明されている材料費と人件費の高騰、なおかつ専門業者そのものが、いわゆる価格をある程度抑えるというような役目も果たさなきゃならないんだろけれども、それを飲み込むほどの円安、あるいは物価高騰というか、そういうのでも見通しが非常に立てにくい状態なわけでありまして。そこで、ちょっと具体的にお聞きしますけれども、例えば非常用発電機を更新するんだということでございます。これについて価格を抑えるためには、例えば非常用発電機というのは、あるメーカーを指定しているものなのか、それともいわゆるある種の能力があればいいという内容になっているのか。その辺はどういう、非常用発電機の更新とありますけれども、メーカー指定をしているものなのか、その辺はどういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（奈良完治君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井 孝君）

お答えいたします。

発電機は更新という形になります。現在ある発電機の場所、スペース、それに見合ったものでメーカー指定というのはございません。それから、あとは三日間運転できる仕様、そして寒冷地仕様であるとか低騒音であるとか、その辺はメーカーを指定をせずに、仕様としてこちらから要望しています。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

いわゆる資材高騰の中で、仕様を特定のメーカーだけのものにすると、それが入手が困難だとか様々な問題も発生するわけであるので、同等の、今の場合はスペースだとか能力が対応できるものであればよろしいと思うんですけども。

いずれにしても、もう一点関連して、初めの中でこれも実績重視なのかどうか、五者だけにしているという理由は何なんですか。町長にお聞きいたします。じゃあ、副町長、お願いします。

○議長（奈良完治君）

いいですか、お答えになれますか。副町長。

○副町長（三上孝之君）

質問の内容でございますが、指名の業者の件でございますが、要項的には五者を指名しますということが基本になっています。地域性を考慮して、まず町内を選ぶということになります。五者ということの基準がありますので、その他ということで町外のほうから選ぶということになります。これは指名審査会のほうで選ぶんですが、その際は県の得意業者のほうから優先して選ぶと。それから地域性ということで、全て行政では県域のほうで動いておりますので、中

弘ということになるかと思えます。ですので、その観点からこの五者を選定しているということでございます。
以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

建設業者も価格高騰の中で大変なやりくり、技術者、あるいは資材確保、様々な点でやりくりをしているんでしょうけれども、その点は認めるところでありますけれども、しかしながら、この入札業者五者のみということについて、そういう選定の方法なり限定なりという仕方について賛同できませんので、本案に賛成できません。

○議長（奈良完治君）

ただいま、原案に反対者の発言がありました。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第五十六号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第五十六号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（奈良完治君）

起立多数であります。よって、議案第五十六号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第五十七号財産取得の件を議題とします。

これから質疑を行います。奈良岡議員。

○八番（奈良岡文英君）

除雪ドーザを三千七百六十万ほどで購入するということなんですけれども、納期が、納入期限が令和七年十一月二十八日となっていますけれども、これはどういうことで来年度の十一月ということなんですか。

○議長（奈良完治君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

納期の令和七年十一月二十八日ですけれども、これは事前に指名業者にこちらで、今このクラスのドーザを発注した場合にはいつ納入できますかということを確認したときに、最短のところで十一か月、最長で十五か月かかるという回答がございましたので、納期によって入札の参加ができないということになると、競争は公平性が保たれないということで、最長の十五か月を基準として令和七年十一月二十八という形にして決定しております。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

奈良岡議員。

○八番（奈良岡文英君）

じゃあ、入札に参加したこの三者は七年の十一月二十八日までに納入できるということなんですかね。

○議長（奈良完治君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

そのとおりであります。

○議長（奈良完治君）

奈良岡議員。

○八番（奈良岡文英君）

除雪ドーザが買換えと、必要性があって買い換えることになると思うんですけども、じゃあ六年の冬の除雪の体制とかには支障がないんですか。

○議長（奈良完治君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

更新予定になるドーザにつきましては、購入したのが平成八年に購入したものであり、二十八シーズン使用しています。近年は老朽化に伴い修繕箇所も多く、除雪体制を万全に確保するためには、本当に悪くなる前、まだ使える段階で更新するというのが安全性の確保、確実性の確保ということが必要と思われることから、今回の発注に至ったという形になっております。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。阿部議員。

○六番（阿部祐己君）

今の質問の中で、令和七年十一月じゃないと物自体は入れられないということでしたけれども、それまでは今あるも

のを使って、そして新しいのが来たら、今使っているものを処分するとは思いますが、その処分はどのようなふうを考えているんですか。

○議長（奈良完治君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

こちらの今使っている機械につきましては、今シーズン使用后、来年度に公売する予定と考えております。以上であります。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

納期のことなんですけれども、令和七年の十一月ということで、分からないわけじゃないんですけども、その主なる、車本体が駄目なのか加工が間に合わないのか、その辺もうちょっと詳しく、再確認のために説明してください。

○議長（奈良完治君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

私のほうでも各メーカーに問い合わせたときに、すみません、そちらの納期までということしか確認していなくて、何ができないのかというのはちょっと調査はしておりませんでした。すみません。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。奈良岡議員。

○八番（奈良岡文英君）

来年の十一月に納期ということなんですけれども、その間に物価が値上がりして、またこの金額では納入できないという事態になった場合は、どういう手続を踏むことになるのか。仮定の話で申し訳ないですけれども、どういう手続踏むことになるんですか。

○議長（奈良完治君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

現在のところこの金額で、この納期で納入するという契約を結んでいますので、この金額で納入をしていただくよう、こちらとしては、そういった場合にはお願いというか契約ですので、それで納入してもらうという形で思っております。以上であります。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十七号を採決いたします。議案第五十七号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十七号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第五十八号令和六年度藤崎町一般会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十八号を採決いたします。議案第五十八号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十八号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第五十九号令和六年度藤崎町水道事業会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

これもたしか委員会でも説明もしたと思うんですけども、浄水場の排水ポンプ整備工事費二百万ということですけども、この排水ポンプがどういう状態で何基替える計画なんですか。もうちょっと詳しく説明してください。

○議長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

今回の補正に係る工事ですけども、西豊田の排水機場にはポンプが大きいものが二つ、小さいものが二つ、計四つについてございます。このポンプが大体使用年度が、耐用年数が十五年程度と言われてございます。毎年定期点検をしている中で、そろそろ交換したほうがいいということで、昨年度、大きいものと小さいものを一基ずつ交換しました。今年度、残った大きいものと小さいものを一基ずつ交換することにして予算を組んだものでございます。予算を組んだんですが、これまでいろいろお話しさせていただいたとおり、春のタンク入替えの時点でポンプの金額が上がったという

ことで執行予算が足りなくなつたので、今回補正させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十九号を採決いたします。議案第五十九号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十九号は原案のとおり可決されました。

これをもって本臨時会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和六年第二回藤崎町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時八分

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 奈 良 完 治

署名議員 相 坂 清 志

署名議員 栩 内 伸 治

署名議員 千 葉 孝 蔵